

統一譲渡証明書の書式変更について

弊会が、統一譲渡証明書規程に基づき会員会社へ頒布しております統一譲渡証明書（以下、譲渡証明書という。）において、昨年偽造された譲渡証明書が一部で使用されていることが確認されました。

これを受け、流通サービス委員会にて債権保全体制の改善について検討を行い、譲渡証明書の信頼性をできる限り維持するとともに、関連する協会からも強い要請があることを踏まえ、書式の変更を下記の通り決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 主な変更点について

複数の偽造防止対策を実施することにより、偽造コスト及び偽造発覚リスクが高まることから、相乗的偽造防止効果が期待される書式への変更を採用しました。

2. 譲渡証明書切替のタイミングについて

令和6年7月1日以降に新規に発行される譲渡証明書は、全て新たな書式を利用します。なお、令和6年6月末までに発行された従前の書式についても有効であり、今後は新旧二つの譲渡証明書が併存します。

(参考) 統一譲渡証明書制度について

[一般社団法人日本建設機械工業会統一譲渡証明書制度のご案内](#)